

## 特別支給手続開始決定公告

令和5年11月28日

横浜地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第18条の規定により特別支給手続の開始を決定したので公告する。

### 記

- 1 犯罪被害財産支給手続番号 横浜地方検察庁 令和5年第2号（平成26年第1号）
- 2 特別支給手続開始決定の年月日 令和5年11月28日
- 3 支給対象犯罪行為の範囲
  - (1) 支給対象犯罪行為が行われた期間  
平成21年4月頃から平成22年9月28日頃までの間
  - (2) 支給対象犯罪行為の内容  
富元辰幸こと羅辰幸らが、無許可で貸金業（後記4（1）、（2）を参照）を営み、それぞれの被害者に対し、法定利息を超えた金利及び元本等を指定する銀行口座（同4（3）を参照）に振込入金させて金銭の交付を受けた行為
- 4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
  - (1) 被告人らが支給対象犯罪行為において使用した主な商号  
アクティブ  
インテック  
メトロ  
ワイルド

OGファイナンス

(2) 被告人らが支給対象犯罪行為において使用した主な偽名

アズマ

イトウ

キムラ

サイトウ

ババ

フジイ

ミウラ

ヨシダ

(3) 被害者に振込入金させるために使用された銀行口座のうち、検察官が既に把握している口座（五十音順）

銀行（支店）名、口座名義、口座番号の順に記載

ジャパンネット銀行	すずめ支店	安藤 和生	1081761
ジャパンネット銀行	すずめ支店	井上 康文	1843435
ジャパンネット銀行	すずめ支店	岡田 徳雄	1498256
ジャパンネット銀行	すずめ支店	長内 かつ子	1853323
ジャパンネット銀行	すずめ支店	木村 照夫	1766099
ジャパンネット銀行	すずめ支店	外館 佳津未	1716937
ジャパンネット銀行	すずめ支店	原田 昌史	1515609

ジャパンネット銀行	すずめ支店	樋口	和広	2836351
ジャパンネット銀行	すずめ支店	三橋	勝宣	2625038
ジャパンネット銀行	すずめ支店	桃原	司	1617531
ジャパンネット銀行	すずめ支店	山田	裕也	2549631
ジャパンネット銀行	すずめ支店	横尾	義美	2518634
ジャパンネット銀行	本店営業部	井上	良孝	2353523
ジャパンネット銀行	本店営業部	奥山	明宏	3688049
セブン銀行	コスモス支店	榎本	浩一	273619
三菱東京UFJ銀行	行徳支店	村井	進	1747230
三菱東京UFJ銀行	駒込支店	葛西	俊彦	874836
三菱東京UFJ銀行	新小岩支店	榎本	浩一	4767126
三菱東京UFJ銀行	新小岩支店	千葉	裕巳	27660
横浜銀行	本郷台支店	佐藤	正晃	6003243
楽天銀行	オペラ支店	安藤	和生	4015081
楽天銀行	オペラ支店	井上	康文	4145112
楽天銀行	オペラ支店	外館	佳津未	4132371
楽天銀行	オペラ支店	千葉	裕巳	4035236
楽天銀行	ジャズ支店	松村	信明	4639511
楽天銀行	ジャズ支店	三橋	勝宣	4870574
楽天銀行	ジャズ支店	山田	裕也	4864140

楽天銀行	ジャズ支店	和井田光浩	4108990
楽天銀行	第一営業部	(株)テクノ	7010122
楽天銀行	ドラム支店	阪本 好子	1039045
楽天銀行	ピアノ支店	栗山 正明	1042552
楽天銀行	マーチ支店	木村 照夫	4139249
楽天銀行	マーチ支店	新興商事(株)	7038770
楽天銀行	マーチ支店	深山 敏明	3978123
楽天銀行	ロック支店	伊藤 昭夫	4690868
楽天銀行	ロック支店	安田 和弘	4456245

#### (4) 主な犯行態様

ア 名簿に記載された被害者へ電話をかけ、若しくはダイレクトメールを送付し、又はインターネットサイトに広告を掲載するなどの方法で借入れを勧誘する。

イ 現金を、直接交付又は顧客指定の口座に振込入金する方法で貸付けを行う。

ウ 指定した銀行口座に、法定利息を超えた金利及び元本等を振込入金させる。

エ 振り込まれた現金を犯人が引き出して手に入れる。

#### 5 残余給付資金の額

金417万5,305円

#### 6 特別支給申請期間

令和5年11月28日から令和6年1月17日までの間

#### 7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

- (1) 裁判所名 横浜地方裁判所川崎支部
- (2) 被告人氏名 富元辰幸こと 羅 辰幸、瀨本 直樹、三浦 正史
- (3) 裁判年月日 3名とも平成23年6月16日
- (4) 確定年月日 3名とも平成23年7月1日
- (5) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

(事実の要旨)

富元辰幸こと羅辰幸らは共謀の上、無許可で貸金業を営み、被害者から法定利息を超えた金利及び元本等の支払いを受けるに当たり、その支払金を他人名義の口座に振込入金させて犯罪収益の取得につき事実を偽装しようとして企て、平成21年4月21日から同22年9月28日までの間、前後523回にわたり、被害者をして、羅らが管理する借名口座である東京都内の楽天銀行（旧イーバンク銀行）ジャズ支店に開設された和井田光浩名義の普通預金口座ほか35口座に現金合計1,731万1,250円を振込入金させてこれを預け入れ、もって犯罪収益の取得につき事実偽装したものである。

(罪名)

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第1項前段違反

8 この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）

〒231-0021 横浜市中区日本大通9番地

横浜地方検察庁 被害回復給付金事務担当

電話番号 045-211-7629